

◎新潟県訓令第19号

本 庁
地 域 機 関

新潟県現場事務所等設置規程（昭和36年4月新潟県訓令第12号）の一部を次のように改正する。ただし、第1号の表土木部都市局営繕課加茂病院改築現場事務所の項を加える改正は、平成28年10月1日から実施する。

平成28年9月30日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）に対応する同表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）が存在する場合には当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には当該改正後部分を加える。

改 正 後	改 正 前
新潟県行政組織規則第5条の2の規定に基づき、次のとおり現場事務所等を設置する。	新潟県行政組織規則第5条の2の規定に基づき、次のとおり現場事務所等を設置する。
(1) 本庁関係のもの	(1) 本庁関係のもの
名 称 位 置	名 称 位 置
(略)	(略)
福祉保健部医務薬事課放射線検査室 <u>新潟市中央区川岸町2丁目15番地3</u>	福祉保健部医務薬事課放射線検査室 <u>新潟市中央区川岸町3丁目17番38号</u>
(略)	(略)
土木部都市局営繕課 (略) 十日町病院改築現場事務所	土木部都市局営繕課 (略) 十日町病院改築現場事務所
<u>土木部都市局営繕課 加茂市青海町2丁目336番地11</u>	
<u>加茂病院改築現場事務所</u>	
(略)	(略)
(2) (略)	(2) (略)